

学校法人会計基準の改正について

【改正の概要】

平成 25 年 4 月 22 日に文部科学省から学校法人会計基準の一部改正についての省令が公布されました。改正の概要は以下のとおりです。

1. 従来の「資金収支計算書」に加えて、活動区分ごとの資金の流れが分かる「活動区分資金収支計算書」を作成することになります（文部科学大臣所轄学校法人のみ）。
2. 従来の「消費収支計算書」が「事業活動収支計算書」に名称変更され、経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支状況を把握できるようになります。
3. 従来の「消費収支計算書」では表示されなかった「基本金組入れ前の収支状況」が「基本金組入前当年度収支差額」として「事業活動収支計算書」に表示されます。
4. 貸借対照表の「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」に変更されます。
5. 第 4 号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、「その旨」と「対応策」の注記が必要となります。
6. 第 3 号基本金について、対応する運用収入を「第 3 号基本金引当特定資産運用収入」として表示することになります。
7. 第 2 号基本金について、対応する資産を「第 2 号基本金引当特定資産」として表示することになります。
8. 固定資産の注科目として「特定資産」が設けられます。
9. 第 2 号基本金及び第 3 号基本金について、組入れ計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成することになります。
10. 「消費支出準備金」は廃止されます。

【施行日】

平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の学校法人会計基準の適用は、平成 27 年度からになります（都道府県知事所轄の学校法人については、平成 28 年度から適用です）。ただし、前年度に新基準での当初予算を作成する必要があるため、早期の対応が求められます。

今後、文部科学省からの通知および日本公認会計士協会からの実務指針の公表が予定されており、動向を注視しておく必要があります。

また、今回の改正は、計算書類の表示に関するものが多く見受けられます。そのため、新様式の計算書類を作成することでより有用な財務分析が可能になるといえます。弊法人は、貴法人の学校運営のサポートができるよう、新たな財務分析についても鋭意研究中です。